



報道提供日 令和8年2月13日(金)

未来へ想いをつなぐ「遺贈寄附」を、もっと身近に。 ～四條畷市とりそな銀行・関西みらい銀行が連携～

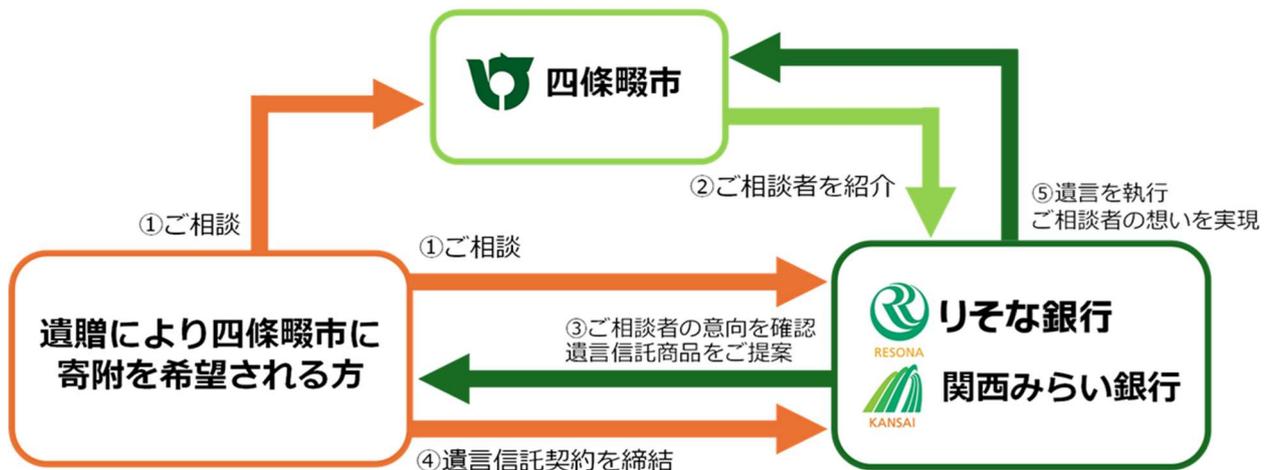
概要説明

大阪府四條畷市は、令和8年2月13日(金)に株式会社りそな銀行及び株式会社関西みらい銀行と、遺贈寄附に関する協定を締結しました。

本協定により、「自分が亡くなった後、四條畷市の発展のために財産を寄附したい」と希望される方が安心して相談できる環境を整え、市への遺贈寄附が円滑に実現される体制を構築します。

遺贈寄附とは...

遺言書など一定の条件を満たす方法で生前に本人の意思を示し、亡くなった後に、その内容に基づき遺産の一部・全部を寄附する仕組み。りそな銀行及び関西みらい銀行は、遺言書を作成する段階から遺言の執行までの支援が可能な商品を取り扱っています。



<協定内容>

市に対して遺贈寄附の申出や相談があった場合、本協定に基づき、協定締結先の相談窓口を紹介いたします。これにより、遺贈寄附を希望される方の疑問や不安を解消し、その意思が実現できるよう支援します。

※遺言信託業務等のサービスを利用される場合には、金融機関所定の手数料・報酬等が発生します。

<専門相談窓口>

- ・りそな銀行 住道支店 (大東市赤井一丁目3番14号)
- ・関西みらい銀行 四條畷支店 (大東市学園町3番6号)
- ・関西みらい銀行 忍ヶ丘支店 (四條畷市岡山二丁目1番65号)

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)
秘書政策課 担当: 板谷 (内線 9000)